

間接侵害等に関する意見

一般社団法人日本音楽著作権協会

1 意見

意見 1 一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象となるという司法救済ワーキングチームの考え方は、妥当であると考えます。

意見 2 差止請求の対象となる「間接行為者」の類型を規定するのであれば、「直接行為者」該当性の判断につき裁判所が紛争の適切な解決を目指して考案してきた判断枠組みを維持する手当てを併せて行うべきであると考えます。

2 理由等

(1) 意見 1 について

ア 司法救済ワーキングチームの『『間接侵害』等に関する考え方の整理』で示されている直接侵害及び間接侵害についての考え方の全体像を整理すると、別紙 1 のとおりになるものと考えます。

イ このフローチャートのうち、直接侵害として解決すべき領域の広さについては、最近の最高裁判決を始めとする裁判例の蓄積により、十分に予測可能な状態に至っています。

ウ また、間接侵害として解決すべき領域のうち、間接行為者に対する損害賠償請求が認められることは、教唆者及び幫助者を共同不法行為者とみなす民法 719 条 2 項の規定によって明らかであり、問題になる余地がありません。

エ これに対し、間接行為者に対する差止請求の可否については、下級審判決が 3 件あるのみで（別紙 2 の 8・9・11）、しかも、その結論と肯定する場合の法律構成が分かれており、いまだ十分に明らかになっているとはいえません。

オ もっとも、一定の範囲の間接行為者に対する差止請求が可能であること自体については、ヒットワン事件判決において大阪地裁が詳細な法的根拠を挙げて明らかにしており、現行 112 条 1 項にいう「著作権を侵害する

者又は侵害するおそれがある者」の解釈論によって対処することも可能ですから、立法措置が必要不可欠であるとまではいえません。法律構成の違いはあるにせよ、米国やドイツにおいても、明文規定を設けることなく、間接行為者に対する差止めを認めています。

カ しかし、多数の直接行為者に著作権侵害の道具等を提供している幫助者に対する差止請求を認めず、事後的に損害賠償請求を認めるだけでは、著作権制度を実効あるものにするための司法救済として不十分ですから、間接行為者であっても差止請求の対象となる場合があることを立法によって明らかにすることは一定の意義を有するものであると考えます。

(2) 意見2について

ア 現実に起きている侵害行為を別紙1のフローチャートに当てはめたときに正しい結論を導くためには、まず始めに直接行為者該当性の判断を適切に行うことが重要です。

イ 直接行為者該当性の判断に関して裁判所が従来採用してきた判断枠組みは、「法概念の規範的解釈として、一般的な法解釈の手法の一つ」[※]であって、普遍性の高いものです。それにもかかわらず、これを「カラオケ法理」と呼称してカラオケについてのみ妥当する特殊な法理論であるかのように誤解し又は矮小化する議論などがあり、必ずしも正しい理解がされていないように思われます。

ウ 当小委員会の第2回の議論の中でも、差止請求の対象となる間接行為者の類型を規定すれば直接行為者該当性の判断枠組みに影響を与えるとの認識(あるいは影響を及ぼすような立法措置でなければ意味がないとの認識)を示す発言が見受けられました。

エ 上記イやウのような状況を考慮に入れた場合、直接行為者該当性の判断につき裁判所が紛争の適切な解決を目指して考案してきた判断枠組みを維持する手当てをすることなく、差止請求の対象となる間接行為者の類型のみを規定すると、従来直接侵害の領域で適切に解決されていた事案の処理を混乱させるおそれがあります。

オ 直接行為者該当性の判断については、規範的判断を排して物理的観察を重視すべきであるとする見解が述べられることがあります。以下のような指摘からも分かる通り、それでは法的判断としての妥当性を担保することができません。

[※] 最判平成23・1・20民集65巻1号399頁(ロクラクII事件)金築裁判官の補足意見

- ① 「著作権法21条以下に規定された『複製』、『上演』、『展示』、『頒布』等の行為の主体を判断するに当たっては……単に物理的、自然的に観察するだけで足りるものではなく、社会的、経済的側面をも含め総合的に観察すべきものであって、このことは、著作物の利用が社会的、経済的側面を持つ行為であることからすれば、法的判断として当然のことである」(最判平成23・1・20民集65巻1号399頁(ロクラクⅡ事件)金築裁判官の補足意見)
- ② 「自動公衆送信というものは『自動』に送信される以上、そもそも自然的・物理的な意味での主体を観念できない」(前田健「侵害主体論と著作物の私的利用の集積」注(34)[「パテント」Vol. 64・No. 15所収])

カ 上記アからオまでを考慮すると、差止請求の対象となる間接行為者の類型を規定するのであれば、その先決問題というべき直接行為者該当性の判断について、単なる物理的観察といわゆる手足理論等によるのではなく、判断要素として社会的、経済的側面をも総合的に考慮すべきものであることを併せて規定することが望まれます。そうでないと、法改正の結果、これまで裁判所が熟慮を重ねて形成してきた著作権保護水準を後退させ、先進諸国の保護水準との国際的ハーモナイゼーションを阻害するという逆説的な事態を招来することになりかねません。

3 補足

違法ファイルへのリンク行為及びそのようなリンクを集めたいわゆるリーチサイトによる被害が深刻化しています。司法救済ワーキングチームにおいては、リーチサイトに関して一定の方向性を見出すには至らなかったようですが、実効的な司法救済を図るべきであると考えます。